

川崎市告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和8年4月23日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 施術（柔道整復）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所	施術者指名
川-5524	令和8年4月1日	かんのんちょう鍼灸・整骨院 川崎区観音1-19-5	木村 翔太